

(庶ろ-6)

平成14年1月17日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局広報課長 山崎 敏 充

下級裁ホームページの「主要判決速報」のデータ投入について
(事務連絡)

標記のデータに関しては、2月初旬の投入に向けて各庁で準備していただいていると思いますが、各庁から広報課あてに照会が寄せられたもののうち、他の庁にも影響するものや参考となるものについてとりまとめたので、別紙1のとおり送付します。

なお、現在行政局で「知的財産権判決速報」コーナーの掲載データ作成に使用している外字変換マクロ（一太郎バージョン10用）を参考までに併せて送付します。

(別紙1)

「主要判決速報」コーナーに関する各庁からの照会事項と回答要旨

1 仮名処理基準について

以下のような取り扱いをすることは可能か。

- (1) 各庁の統一基準として、刑事事件について、検察官や弁護人の氏名を含むすべての個人名を仮名処理するという基準を設ける。
- (2) 各庁の統一基準として、民事事件について、法人その他の団体名をすべて仮名処理するという基準を設ける。
- (3) 民事事件について、法人のうちの実態として個人に近い形態のものについては、仮名処理をする。
- (4) 地名について、市、郡及び東京都特別区より小さい行政区画や地番について仮名処理をする代わりに記載を省略する。

(回答要旨)

仮名処理は、先例性のある裁判例の内容を知りたいという利用者のニーズを満たしてアクセスを容易にするのと、個人等のプライバシーの権利保護のバランスを考慮して策定したものであり、各庁一律にそれと異なる取り扱いをするというのは、そのいずれかに偏った取扱いをすることとなり好ましいとはいえない。

一方で、その事案の内容にかんがみて、基準と異なる取扱いをする必要性が生じることも予想される。

したがって、先に最高裁から示した基準とは異なる取扱いを各庁の基準とすることは相当ではないが、各事件を担当した裁判体が個別に事件の内容を総合的に考慮して必要と判断した場合には、民事事件の法人その他の団体名を仮名処理することが相当である（刑事事件の検察官名等も理論的には同様であるが、一般的にその必要性があると認められる場合はほとんどないであろう。）。

地名についても、基本的な趣旨としては同様であり、基準どおり仮名処理して掲載することが相当であるが、例外的に、土地が紛争の対象となっている事件や

場所を特定する必要がある事件などの仮名処理をする必要がある事件以外で、町名等を省略しても判決の内容が不明瞭とならないと裁判体が判断した事件については、個別に町名等を省略しても差し支えない。

2 更正決定について

掲載する判決について更正決定が出された事件について、それを反映すべきか。

(回答要旨)

更正決定が出された判決については、これを反映させて訂正すべきである。ホームページ掲載後に更正決定が出された場合には、基本的には該当部分の訂正で足りるが、判決の内容に大きく関わるものについては、その旨を判決全文の末尾等に記載するのが相当である。

なお、各庁でのページでの掲載が終了した以降に更正決定が出された場合でも、最高裁ホームページの「下級裁主要裁判例」のコーナーに蓄積されていることから、更正決定の写しを最高裁広報課にすみやかに送付するものとする。その場合、広報課においてその内容を反映させるものとする。

3 入力時の注意事項等

判決速報に投入するデータとしてはどのような内容か。

(回答要旨)

同コーナーについても現在業者が作成中であり、今月中には業者が作成した入力用マニュアルを各庁に送付する予定であるが、現時点で予定されている投入データ等は別紙2のとおりであるので準備の参考にされたい。

なお、公開される際の同コーナーの目次画面の表示は、民事や刑事等の区別はなく、「裁判年月日」順に自動的に整列して表示されることとなる。

(別紙2)

「主要判決速報」コーナーの入力データについて

下記の情報を、それぞれ指定された枠（「」で区分されている。）内にテキストデータとして入力することになります。

記

1 新着情報（各庁のトップページで新規掲載情報として表示する際のデータ）

- (1) 掲載日
- (2) コーナー名（「主要判決速報」とする。）
- (3) タイトル（「裁判年月日，裁判所名，事件番号，事件名」を入れる。）
- (4) 表示期間（掲載日から 何日間掲載するかの日数を入れる。）
- (5) 新着情報として表示するか否か（チェック式で「あり」にチェックすれば表示される。）
- (6) コメント（通常は入力しない。）

2 一般データ

- (1) 裁判年月日
- (2) 裁判所（チェック方式で58庁名から選択してチェックする。）
- (3) 裁判所名（支部等を含めた正式名称を入れる。）
- (4) 事件番号
- (5) 事件名
- (6) 登載年月日（自動的に入力した日が入る。）
- (7) 原審（掲載するか否かをチェック式で選択した上で，原審の裁判年月日，裁判所名，事件番号，事件名を入れることができる。）
- (8) 予備フィールド（通常は入力しない。）
- (9) 本文（主文と理由を入れる。）

外字変換マクロについて

最高裁広報課

本文書には、最高裁の職員が作成した裁判所外字をインターネット公開等に備えてJIS水準漢字に一括変換するための文書マクロが登録されています。これをユーザが下記の方法に従ってシステムマクロとして登録すれば、すべての文書に対して使用できるようになります。

一太郎10のマクロとして製作してありますが、その他のバージョンでも動作するかどうかは未だ未確認です。

なお、丸数字(①など)については、MS明朝体などで「①」といった文字が用意されているのでWindowsベースのシステムであればほとんどが文字化けなく見ることができると思われますが、JIS水準文字ではないようなので、苦情が出るようであれば別途の工夫が必要と思われます。

●外字変換マクロ文書の登録・操作方法●

◎登録方法(システムマクロに登録する)

- 1 外字変換マクロ文書(本文書)を開く。
- 2 「ツール(T)」メニューから「マクロ」、「変更」を選択し、「マクロ変更」ダイアログ画面を表示させる。
- 3 「マクロ変更」ダイアログの「コピー元」に、「外字変換」とあるので、これをクリックして選択する。
- 4 「マクロ変更」ダイアログの「コピー」ボタンをクリックすると、「コピー先

」に「外字変換」が追加されるので、これを確認して「OK」ボタンをクリックする。

◎実行方法

- 1 処理を行いたい文書を開く。
- 2 「ツール (T)」メニューから「マクロ」、「実行・編集」を選択し、「マクロ実行・編集」ダイアログ画面を表示させる。
- 3 「マクロ実行・編集」ダイアログの「システムマクロ」シートを選択する。
- 4 「外字変換」をクリックし、「実行」ボタンをクリックする。

◎システム登録した本マクロをキー登録して使いやすくする方法

([Ctrl]+[F7]キーで一発起動させたい場合を例として)

- 1 「ツール (T)」メニューから「割付」、「キー」を順にクリックし、現れる「キーの割付」ウィンドウの中の「修飾キー」で「Ctrl」を指定する。
- 2 「割付先キー」の中から「F7」をクリック。
- 3 右の「一覧」中の「システムマクロ」の左の「+」をクリックすると、登録されているシステムマクロの一覧が現れるので、その中から「外字変換」をクリック。
- 4 「割付」ボタンをクリックした上で「OK」をクリック。
- 5 以後、[Ctrl]キーを押しながら[F7]キーを押せば、本マクロが一発で起動できるようになります。